

第2次船橋市再犯防止推進計画 (素案)

令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)

令和●年(●●●●年)●月



はじめに

(市長メッセージ・写真)

令和●年(●●●●年)●月

船橋市長 松 戸 徹

目 次

第1章 計画の概要.....	7
1 計画の趣旨.....	7
2 国におけるこれまでの状況.....	8
千葉刑務所からの寄稿.....	9
市原青年矯正センターからの寄稿.....	10
八街少年院からの寄稿.....	11
千葉地方検察庁からの寄稿.....	12
3 これまでの進捗.....	13
4 計画の位置づけ.....	14
5 計画の支援対象者等.....	15
6 計画の期間.....	15
7 計画の基本方針.....	16
第2章 再犯の防止等を取り巻く状況.....	17
1 犯罪者処遇の概要.....	17
2 地域における再犯防止を取り巻く状況.....	19
(1) 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移.....	19
(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率.....	19
(3) 再入所者のうち再犯時に無職であった者の割合.....	20
(4) 再入所者のうち前刑出所時に帰住先がない者の割合.....	20
(5) 刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合.....	21
(6) 新受刑者のうち刑事施設入所時に精神障害ありと診断された者の割合.....	21
(7) 覚醒剤乱用者における再犯者の割合.....	22
第3章 具体的な取組.....	23
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組.....	23
(1) 就労の確保.....	23
認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構からの寄稿.....	25
(2) 住居の確保.....	26

一般社団法人千葉県居住支援法人協議会からの寄稿	27
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	28
(1) 高齢者、障害者等への支援	28
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」からの寄稿	30
基幹相談支援センター「ふらっと船橋」からの寄稿	31
船橋市社会福祉協議会からの寄稿	32
船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会からの寄稿	33
一般社団法人千葉県作業療法士会からの寄稿	34
(2) 薬物依存を有する人への支援	35
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	36
4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	39
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	40
船橋市更生保護女性会からの寄稿	41
船橋地区保護司会からの寄稿	42
6 地域による包摂を推進するための取組【重点施策】	43
(1) 国、民間団体等との連携の推進	43
千葉県からの寄稿	44
千葉県弁護士会京葉支部からの寄稿	45
(2) 広報・啓発活動等の推進	46
第4章 計画の推進体制	47
1 推進体制	47
資料編	48
再犯の防止等の推進に関する法律(概要)	48
船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱	50
船橋市再犯防止推進ネットワーク会議委員名簿	53

第1章 計画の概要

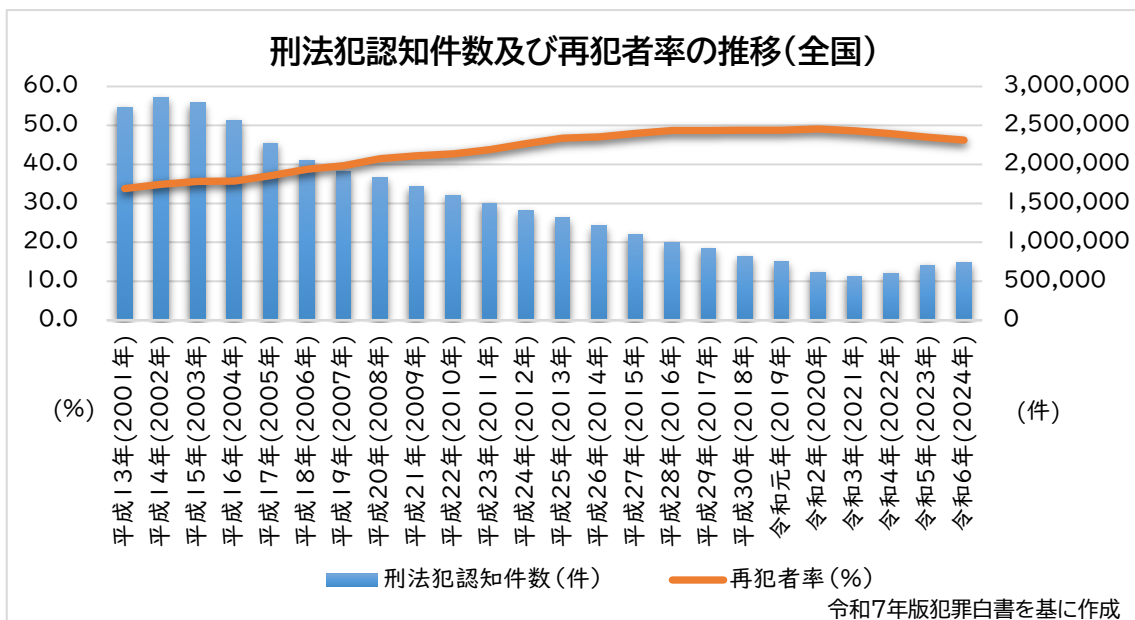
1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年(2002年)(285万3,739件)にピークを迎えました。平成15年以降は減少を続け、令和3年(2021年)(56万8,104件)には戦後最少となりましたが、以降は再び増加傾向にあります。

近年の再犯者率¹は約50%弱で推移しており、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあることから、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯の防止等に向けた取組が重要となっています。

こうした中で、本市においては、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)の趣旨等を踏まえ、令和6年(2024年)3月に「船橋市再犯防止推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、また、再犯の防止等に関する施策の推進に当たり、「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進してきました。

第1次計画に基づく取組や、国、千葉県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策をさらに深化させ、全ての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「第2次船橋市再犯防止推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



¹ 刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 国におけるこれまでの状況

全国の刑法犯の認知件数が平成14年(2002年)に戦後最多となったことを受け、国は平成15年(2003年)に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成15年(2003年)以降の刑法犯認知件数は令和3年(2021年)まで毎年減少していましたが、以降は再び増加傾向にあります。

刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年(2006年)に最多となったことを受け、平成19年版犯罪白書では、国民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。

その後、平成24年(2012年)7月に、「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で決定し、「刑務所等を出所した年を含む2年間における再入所する者の割合(2年以内再入率²)を平成33年までに20%以上減少させる(16%以下にする)」という数値目標が初めて設定されました。平成25年(2013年)12月には、令和2年(2020年)のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

平成26年(2014年)12月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議で決定し、令和2年(2020年)までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を3倍にする」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定しました。

平成28年(2016年)7月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定し、これらの支援に関する施策に取り組むこととしました。

そのような中、平成28年(2016年)12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法を制定、施行しました。

また、平成29年(2017年)12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定しました。

さらに、令和5年(2023年)3月には、前計画の取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

法制度の面では、令和4年(2022年)6月には、「刑法等の一部を改正する法律」が

² 新受刑者数に占める再入所者(受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者)数の割合をいう。

成立しました。これにより、矯正施設³において、申出のあった被害者や遺族からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に生かすこととされたほか、受刑者等に伝達する「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が、令和5年(2023年)12月に開始されました。

また、同改正により、明治40年(1907年)の刑法制定以来、初めて刑罰の種類が変更され、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました(令和7年(2025年)6月施行)。これにより、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。

令和7年12月には、「保護司の担い手確保・活動環境の改善・安全確保」を中心として、更生保護制度をより充実させるため「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が成立しました。

千葉刑務所からの寄稿

再犯防止と円滑な社会復帰を支える地域連携の推進

千葉刑務所は、刑期10年以上の犯罪リスクの低い成人男子受刑者を収容しているとともに、受刑者及び未決拘禁者を併せて、約1,000人を収容しています。

長期受刑者は、相応の罪を犯していることから親族ですら引受けをためらうケースがあるほか、長期収容により社会適応能力の低下や地域とのつながりの希薄化が見られるなど、社会復帰に向けた多くの課題を抱えています。

一方、例年約100人の労役場留置者が入所し、平均在所期間は、約50日です。帰住地がないだけでなく、経済的に困窮している者や高齢者、障害を有する者が一定数存在し、全体の約3割を福祉的支援対象者に選定しています。

特に在所期間が短い者においては、限られた期間の中で適切な支援機関等に早期につなげるよう努めておりますが、十分な支援体制が整わないまま釈放に至る場合もあります。そのため、釈放後も切れ目のない支援を継続し、円滑な社会復帰を実現するためには、地域の支援機関の皆様の御

協力が不可欠であり、平素からの連携体制の構築が重要であると考えております。

これまでも施設運営に御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。今後も再犯防止の推進と受刑者等の社会復帰に向けて一層尽力してまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。



赤煉瓦120周年
(明治40年4月竣工)



³ 犯罪や非行をした人たちを収容する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所の総称をいう。

市原青年矯正センターからの寄稿

市原青年矯正センターの再犯防止に対する取組

当センターは千葉県市原市に所在し、これまで少年院であった「市原学園」の建物・設備を利用し、令和5年4月1日に「若年受刑者少年院転用型」の刑務所として開設されました。当センターの対象者は、おおむね26歳未満の男性受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者です。これらの特に手厚い処遇が必要な受刑者に対して、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用しながら、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行っています。



具体的には、少人数の寮単位での処遇を実施し、刑務官、教育専門官、心理専門官、福祉専門官、就労支援専門官等、多職種の職員が高密度に連携し、少年院の知見を活用しながら、受刑者に対して、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を展開しています。

再犯防止を実現するためには、施設内における矯正処遇だけでなく、出所後の地域における息の長い支援が重要です。就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて、船橋市をはじめとする地方自治体、関係機関及び地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、切れ目のない支援体制の構築を進めていく必要があります。当センターにおいても、地方自治体等との連携を密にし、受刑者の円滑な社会復帰及び再犯防止の推進に努めてまいります。

八街少年院からの寄稿

八街少年院の取組

少年院は、主として、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

少年院は、おおむね12歳から20歳(※家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます。)までの少年を収容しています。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。

少年院には、犯罪的傾向の進度や心身の著しい障害の有無などにより、第1種から第5種までの種類があります。

当院は、心身に著しい障害のない12歳以上23歳未満の者を主に収容しています。

在院者一人一人の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を策定し、矯正教育の内容として、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせて実施しています。その一環として当院では、剣道、保護犬を育成する動物介在活動、非認知能力の向上を目的に演劇手法を取り入れた表現教育ワークショップなどの取組を実施しています。



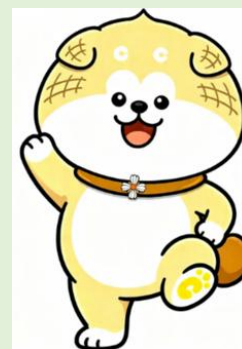
千葉地方検察庁からの寄稿

千葉地方検察庁における再犯防止の取組

1 検察庁の役割

検察庁では、警察等から送られた事件について、検察官が捜査を行い、真相を解明して起訴・不起訴の判断をし、起訴した事件については、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。

また、平成23年に策定された「検察の理念」には、「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」とあり、積極的に、「入口支援」と呼ばれる福祉的援助等への橋渡しをしています。



千葉地検広報キャラクター
まめちぼ

2 千葉地方検察庁の取組

千葉地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」(以下「支援室」という。)を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援に取り組んでいます。

「入口支援」の対象者は、主として、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人のうち、高齢、身体障害、知的障害又は精神障害、生活困窮等により、福祉的支援(医療的支援を含む。)が必要であって、支援を実施することで再犯防止を期待できる人です。

検察官が担当する事件において、対象者が支援を受けることに同意した場合、支援室の社会福祉アドバイザーが直接対象者と面談し、対象者の経歴や現在の諸事情とそのニーズ等を把握した上、居住・就労・医療・生活環境等について検討し、その時点で最適な支援や医療機関又は保護観察所等につなぐ取組を行っています。

3 「入口支援」の実情と関係機関との連携の大切さ

罪を犯した人が被疑者として勾留されている場合、その期間は原則、最大で20日間であり、刑事手続と並行して面談や支援先等との調整を行うのは限られた時間とならざるを得ません。

その中で、事情や特性等が様々な対象者につきその問題に対応してくれる支援先につなぐ必要があり、多くの関係機関の協力を得ながら活動しています。

今後も、対象者が円滑に社会復帰できるよう、地域の関係機関等と連携させていただき、効果的な支援となるよう努めていきたいと思っています。

3 これまでの進捗

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、障害のある人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

また、近年では社会構造の変化に伴い、その生活課題は複合化・複雑化の様相を呈しており、犯罪をした人等が地域社会に復帰した後の生活の安定を図り、再び犯罪をするのを防ぐためには、刑事司法、更生保護、学校教育、保健医療・福祉など様々な関係機関が連携協力し、複合化・複雑化する生活課題に対応する包括的な支援体制の整備が必要となっています。

令和6年(2024年)3月に策定した第1次計画の期間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))においては、市及び学識経験者、刑事司法関係者、更生保護関係者、学校教育関係者、保健医療・福祉関係者、市民等で構成する「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」を令和6年(2024年)7月に新たに設置し、国や民間団体等との連携強化に取り組んできました。

また、令和7年度(2025年度)には、市及び「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」での協議を経て、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、また、その支援に携わっている方々の支援の一助とするため、新たに「リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために『船橋市再犯防止支援ガイドブック』」を発行し、再犯の防止等への理解促進のための広報・啓発に取り組んできました。



4 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、市の最上位計画である「船橋市総合計画」や「船橋市地域福祉計画」などの関連する行政計画との整合性を図り、再犯防止推進法、国や千葉県の「再犯防止推進計画」を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を推進していきます。

再犯の防止等に関する施策を推進するに当たっては、高齢者福祉、障害福祉、子育て、生活困窮などの福祉分野のほか、防犯、居住支援、教育などの関連がある分野との連携を図ります。

そこで、本計画においては、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした人等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組についても、記載しています。

計画の位置づけイメージ



5 計画の支援対象者等

本計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」を支援対象者とし、本計画上の表記としては、原則として「犯罪をした人等」とします。

再犯防止推進法第2条第1項では、「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年⁴（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者」と規定されています。これには、矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分⁵になった人や検察で不起訴処分（起訴猶予⁶）となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人等も含まれます。

犯罪をした人等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻るようになりますが、そうした人の中にも、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

また、再犯防止推進法第2条第2項において「再犯の防止等」とは、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）」と規定されています。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

⁴ 犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）及びぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。）をいう。

⁵ 検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。

⁶ 犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分をいう。

7 計画の基本方針

再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間団体等の関係者が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

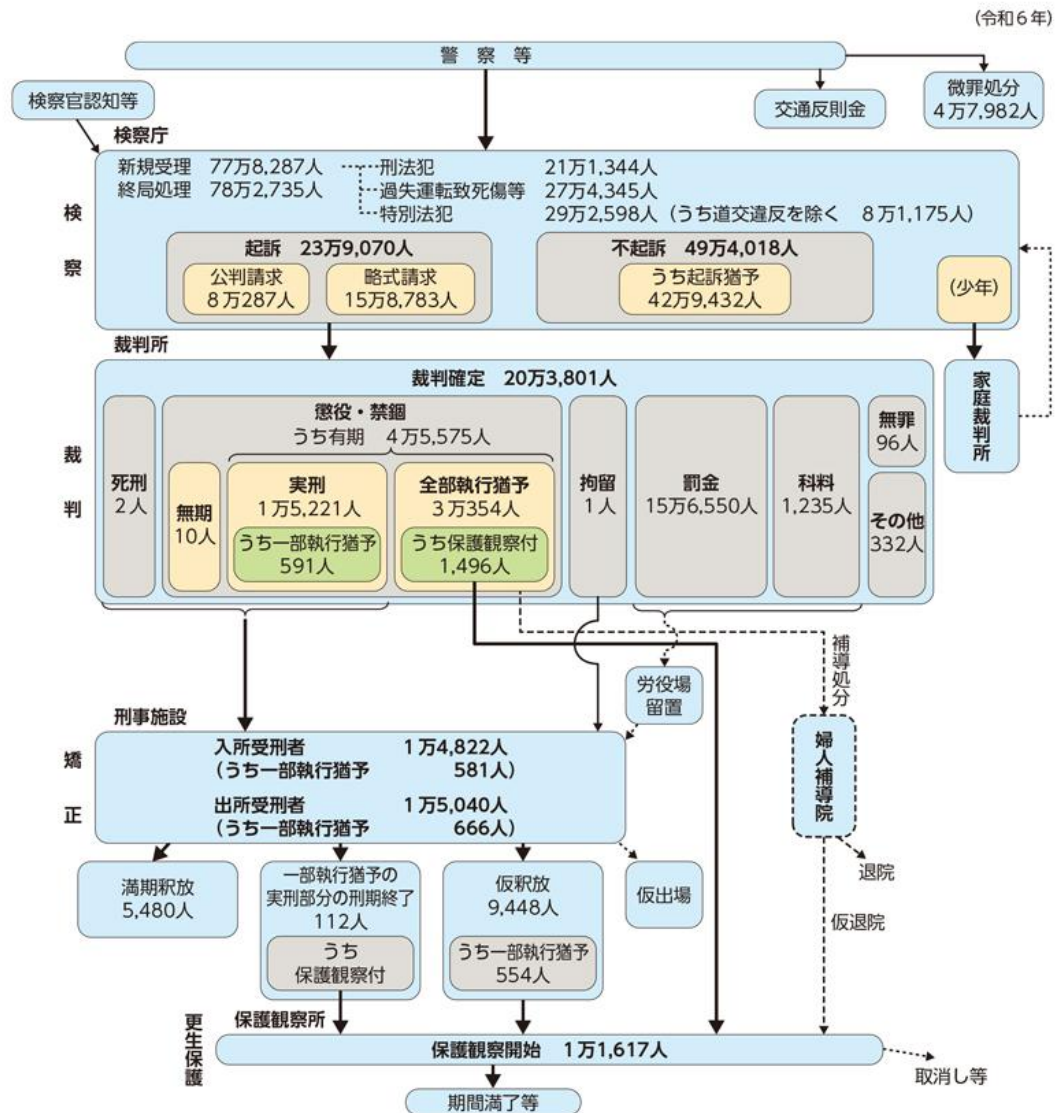
そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針のほか、千葉県再犯防止推進計画の基本理念を踏まえ、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関・団体と連携し、必要な指導及び支援の実施や、理解促進のための広報・啓発などに取り組めます。

特に本計画では、第1次計画の期間での取組や船橋市再犯防止推進ネットワーク会議での議論を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、関係機関・団体との連携や地域社会の理解が重要であるという認識のもと、第3章に記載する具体的な取組のうち「6 地域による包摂を推進するための取組」を重点施策とし、「国、民間団体等との連携の推進」や「広報・啓発活動等の推進」に取り組めます。

第2章 再犯の防止等を取り巻く状況

1 犯罪者処遇の概要

2-1-1 図 犯罪者処遇の概要

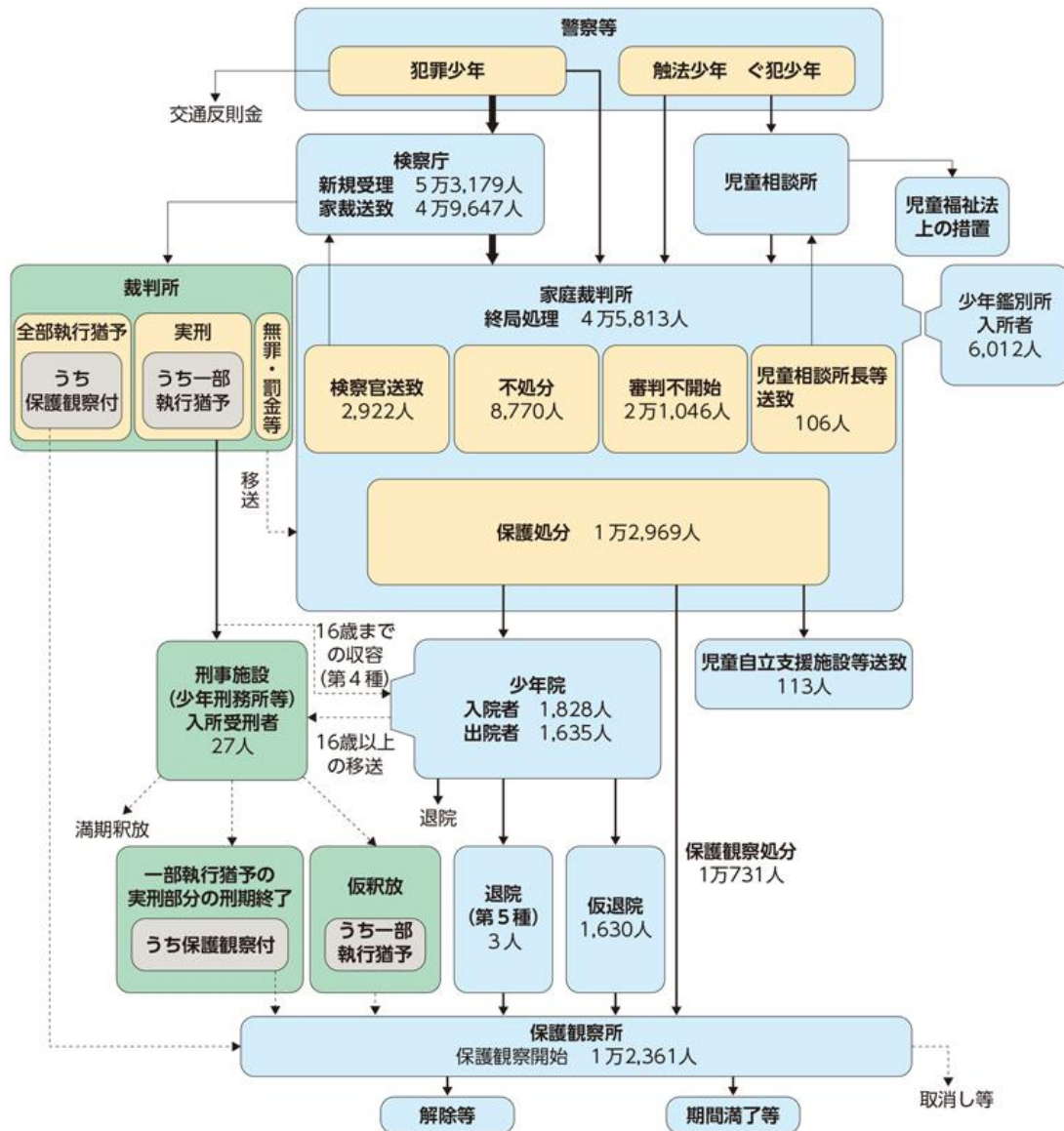


- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
- 2 各人員は令和6年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
- 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。
- 8 「婦人補導院」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、令和6年4月1日、廃止された。

出典：令和7年版犯罪白書

3-2-1-1図 非行少年処遇の概要

(令和6年)



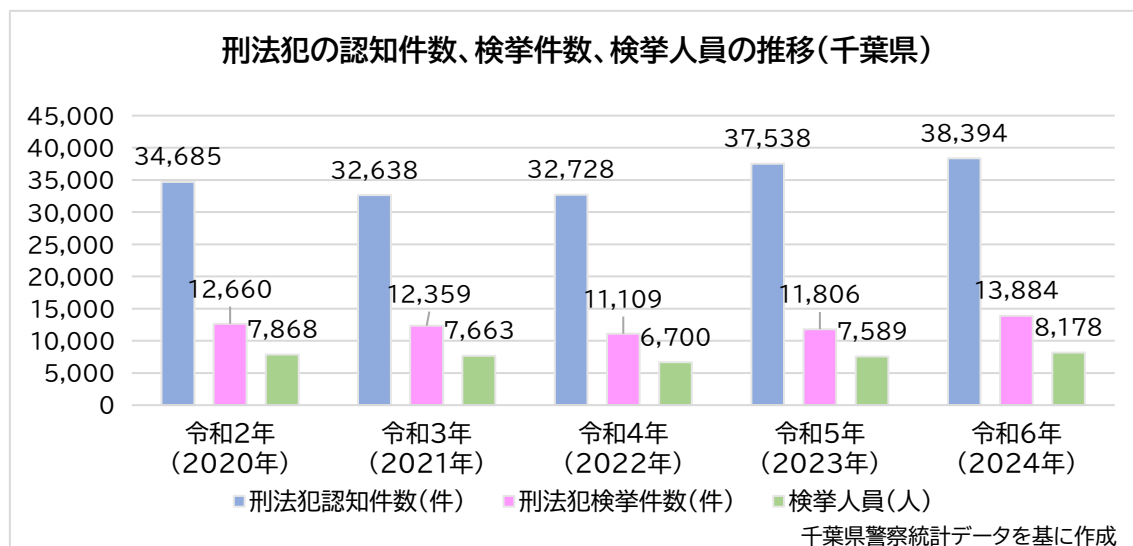
- 注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

出典: 令和7年版犯罪白書

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

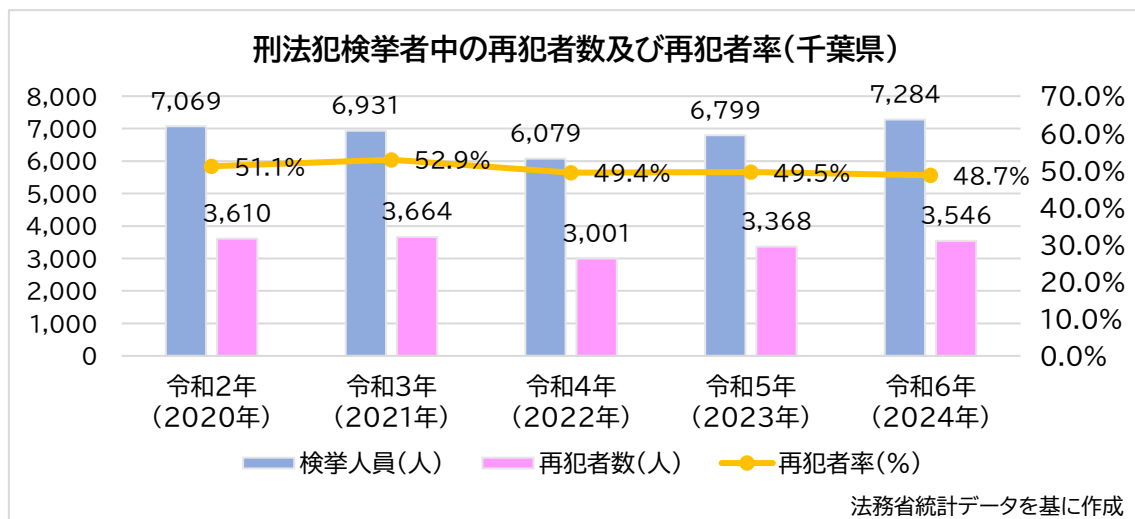
(1) 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移

千葉県における刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員は令和3年(2021年)頃まで年々減少していましたが、令和4年(2022年)以降は、増加傾向にあります。



(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

令和2年(2020年)以降、千葉県における刑法犯検挙者中の再犯者の割合は、約5割と、高い割合で推移しています。

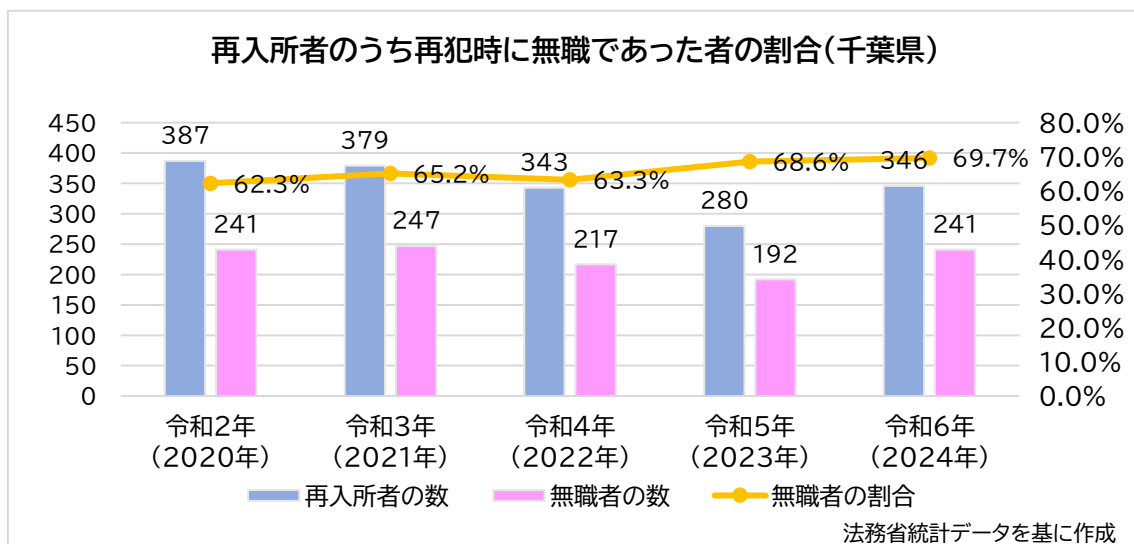


注

- 1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。
- 2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上しています。

(3) 再入所者のうち再犯時に無職であった者の割合

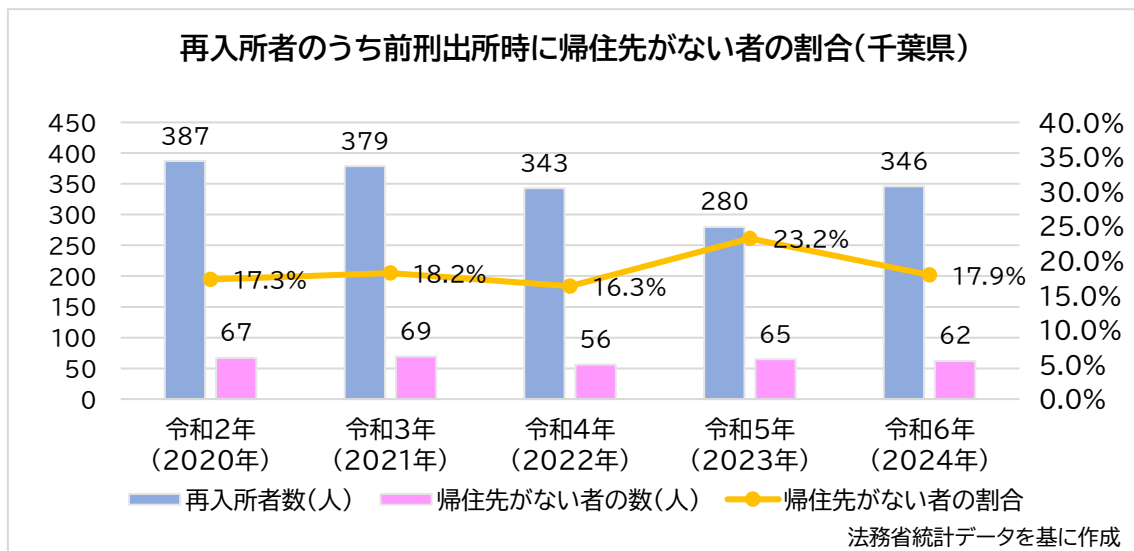
再入所者のうち再犯時に無職であった者は、約6割～7割で推移しています。



注「無職者」とは、学生・生徒、家事従事者、無職者(年金など定収入のある無職者を含む。)の合計数をいいます。

(4) 再入所者のうち前刑出所時に帰住先がない者の割合

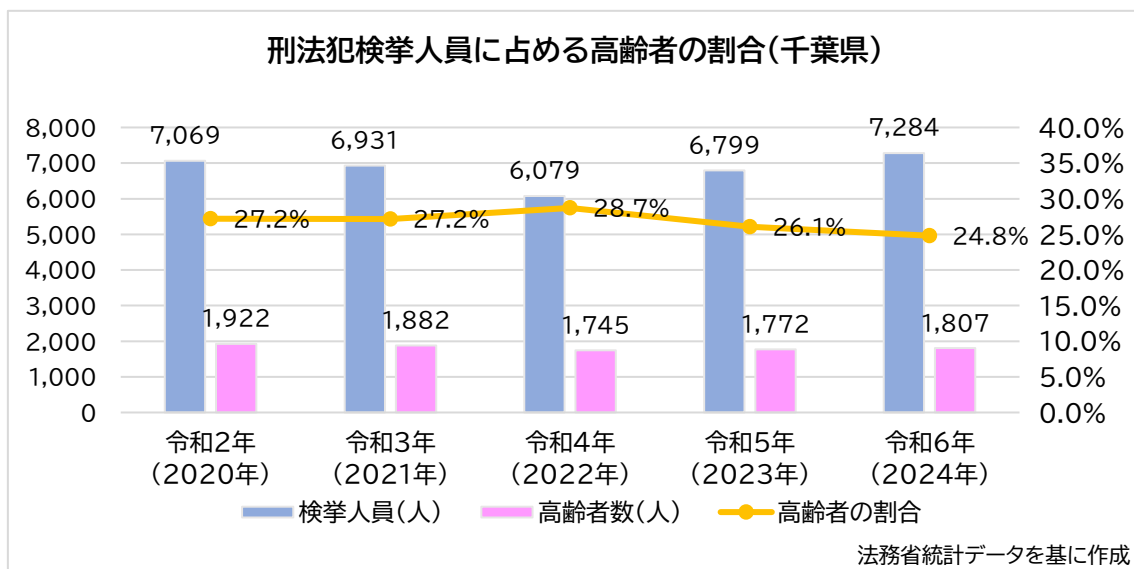
前刑出所時に適当な帰住先が確保されていなかった者は、全体の約2割前後で推移しています。



注「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含みます。

(5) 刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合

刑法犯検挙人員に占める高齢者(65歳以上の人)の割合は、約4人に1人の割合で推移しています。

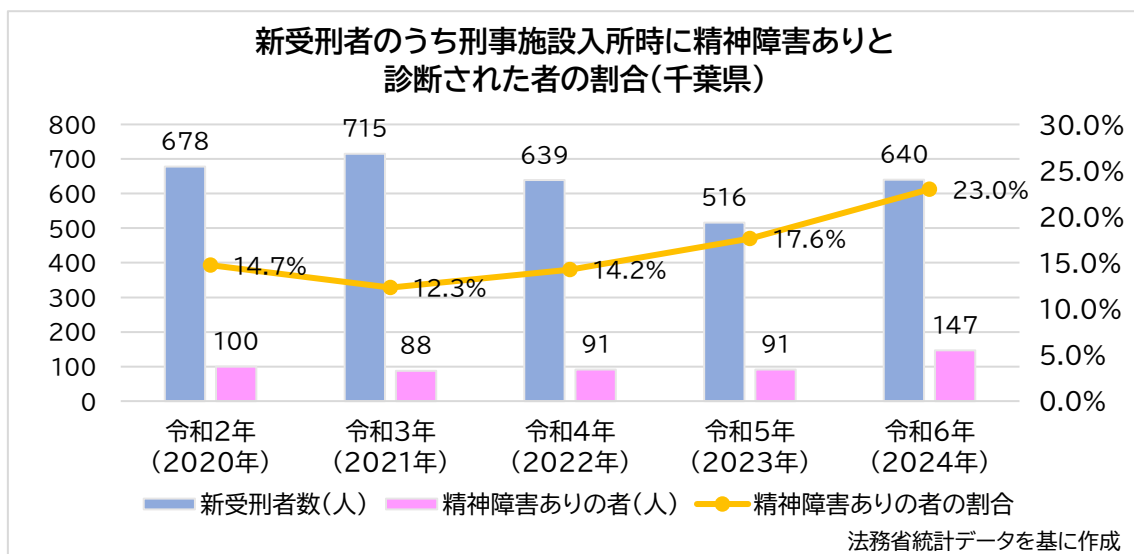


注

- 1 「高齢者」は、65歳以上の人として集計
- 2 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

(6) 新受刑者のうち刑事施設入所時に精神障害ありと診断された者の割合

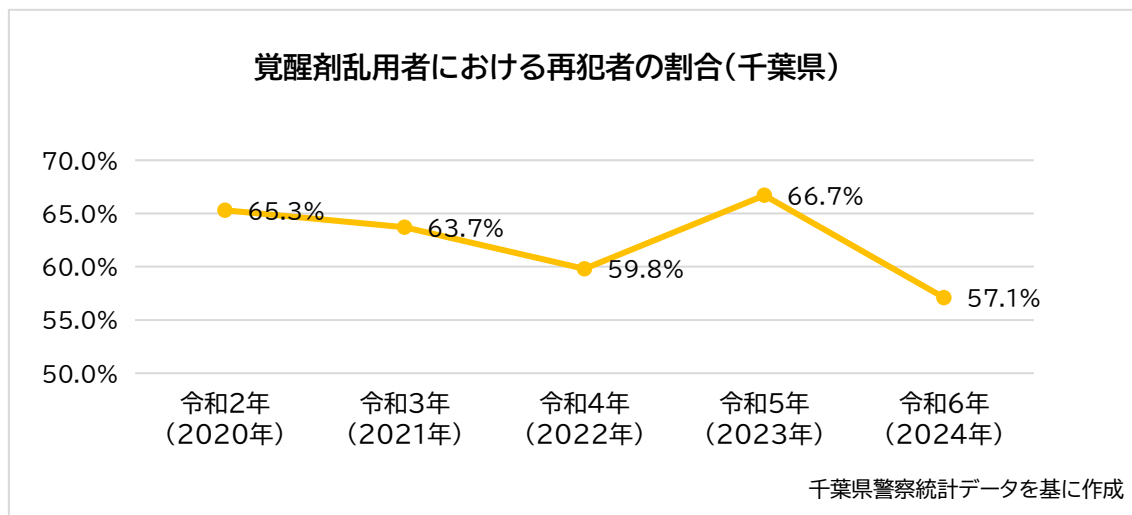
新受刑者として刑事施設に入所した人のうち、精神診断の結果、障害があると診断された人の割合は、約1割～2割で推移しています。



注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

(7) 覚醒剤乱用者における再犯者の割合

覚醒剤乱用者における再犯者の割合は、約6割前後の高い割合で推移しています。



第3章 具体的な取組

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

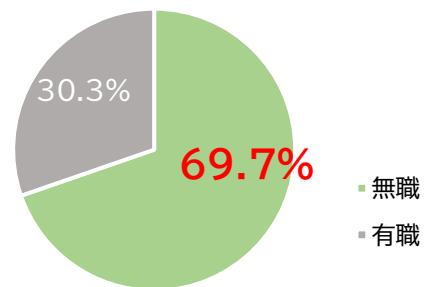
(1) 就労の確保

再入所者のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、犯罪をした人等の就労を確保し、生活を安定させることが重要です。

また、犯罪をした人等の求職活動は、前科等があることや必要な知識・資格等を有していないことから困難が大きく、また就職しても人間関係のトラブル等の理由により、早期に離職してしまうことも少なくありません。

そのため、本市においては、犯罪をした人等の安定的な就労や継続した就労状況を確保するため、就職に向けた相談体制や支援策を充実するとともに、協力雇用主の増加を促進するための取組を進めています。

再入所者の再犯時の職業の有無
(令和6年(2024年) 千葉県)



法務省統計データを基に作成

【関連する具体的な事業例】

協力雇用主への優遇措置	契約課
協力雇用主 ⁷ として保護観察所 ⁸ に登録されている者に対し、建設工事入札参加資格審査において優遇措置を図る。	
生きがい福祉事業団助成交付金	高齢者福祉課
船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母・寡婦を会員とし、それぞれの希望に応じて、経験や技能、能力を生かした、臨時的、短期的及びその他の軽易な仕事を開拓、提供し、就業等を通じて、各人が生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された「生きがい福祉事業団」の運営を支援する。	
障害者就業・生活支援センター事業	障害福祉課
障害があり、一般企業への就職を希望する人、または既に就職している人を対象に、就業面や生活面の一体的な支援を行う。 千葉県の指定により市内の事業者が運営する「障害者就業・生活支援センター」に対し、市独自に就労支援員1名加配分の補助を行い、就労支援の機能強化を図る。	
就労準備支援事業	地域福祉課
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者等に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労に従事するための準備として、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」に関する支援を計画的かつ一貫して行う。	
若者就業支援事業	商工振興課
若者の就業環境の改善を図るため、「ふなばし地域若者サポートステーション」による若年無業者への就労支援及び「ジョブカフェちば」の就労支援事業との連携を行う。	

⁷ 犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する民間の事業主をいう。

⁸ 保護観察(犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと)等を実施する法務省の機関をいう。保護観察は、刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、施設外、つまり、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われる。

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構からの寄稿

○ 千葉県就労支援事業者機構

2009年(平成21年)12月に特定非営利活動法人(NPO 法人)として設立認可されました。

就労支援事業者機構とは、「犯罪等をした人の就労の確保は、一部の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべき」との趣旨に基づき、事業者の立場から安心安全な社会づくりに貢献する活動を行うことを目的に作られた組織で、全国機構と50の都道府県機構があります。千葉県就労支援事業者機構は、事業者・個人・団体等で構成される会員からの会費と全国機構からの助成金で運営しています。「就労支援」のほか協力雇用主への給与助成、各種研修会の開催、広報誌の発行等を通じた啓蒙活動を行っています。

○ 千葉県更生保護就労支援事業所

2014年度(平成26年度)から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、千葉保護観察所より選定された就労支援対象者の最適かつ早期の就労を実現するため、ハローワークや保護司会等の関係機関・団体と緊密に連携・協力して訪問、面談を重ね、時には協力雇用主と矯正施設にも同行する等の「就職活動支援」活動を行ってきました。あわせて「職場定着支援」を受託し、支援対象者が就職した後に職場に確実に定着できるよう、対象者及び雇用主の双方に対し助言・指導・相談等を行っています。

協力雇用主数 972事業者(令和8年3月末時点)

業種	建設業	サービス業	運送業	医療福祉	電気ガス	その他
雇用主数	642	74	59	40	46	111

就職活動支援業務実績

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援人数(人)	120	103	92	92	99

職場定着支援業務実績

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援人数(人)	49	46	52	49	69

○ 無料職業紹介事業

従前は保護観察期間終了後、あるいは未決拘禁中の者など「更生保護就労支援事業」の対象外の人に対する支援ができませんでしたが、2021年(令和3年)5月、厚生労働省より「無料職業紹介事業」の許可を取得し、従来の支援対象者に加え、求職者については犯罪者や非行少年及び千葉県内の地方公共団体、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった方も対象として就労支援を行うことが可能となりました。

職業紹介実績

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援人数(人)	3	7	16	16	28

支援対象者の適性等を考慮すると、協力雇用主の業種に偏りがあることが課題の一つです。就職活動支援・職場定着支援・無料職業紹介の実績を積み重ねる中、広報・啓蒙活動を充実させ幅広い業種の事業主の協力を得られるよう活動してまいります。

ホームページや広報誌を、研修会等を通じて更生保護事業の重要性について広報啓発活動を行っています。千葉県就労支援事業者機構の活動内容や決算の状況はホームページでご覧いただけます。

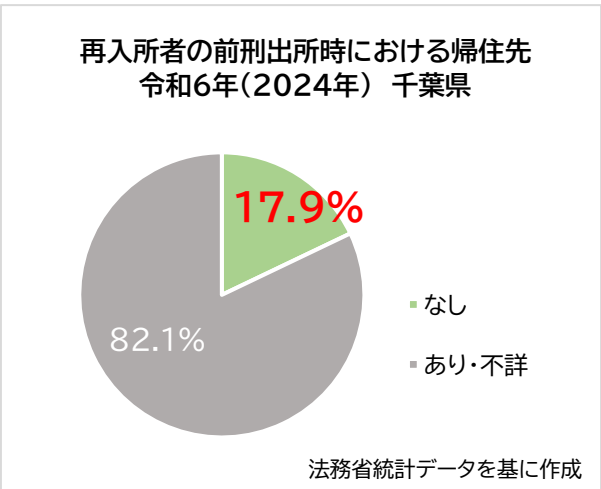


(2) 住居の確保

令和6年(2024年)における千葉県の再入所者のうち、前刑出所時に適当な帰住先が確保されていなかった者は、全体の約2割となっています。

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つといえます。

そのため、本市においては、犯罪をした人等への住まいに関する相談支援や市営住宅の周知等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めています。



【関連する具体的な事業例】

居住支援事業	住宅政策課
ひとり暮らし高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう船橋市居住支援協議会が相談窓口を設置し、住まい探し等に関する相談支援を行う。	
市営住宅	住宅政策課
住宅に困窮している低所得者に、低廉な家賃で借りられる市営住宅について周知を行う。	
住居確保給付金	地域福祉課
離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対する支援として、転居費用や家賃相当額を支給する。	
シェルター事業	地域福祉課
一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一定の期間、宿泊場所のほか、食事の提供その他宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与することで、本事業を利用している間に、自立できるよう支援を行う。	

一般社団法人千葉県居住支援法人協議会からの寄稿

入口支援と出口支援における居住支援

一般社団法人千葉県居住支援法人協議会(千居協)は、刑余者等に対する支援においても、住まいの確保に加え、契約手続の支援、入居後の見守り、福祉サービスへの接続など、住まいと生活を一体として支える取組を行っています。

入口支援では、時間的制約と情報把握の難しさが大きな課題となります。逮捕後は四十八時間以内送検であり、勾留は最大20日間に限られますが、この期間中に本人が住まいを失うおそれがあります。他方で、警察拘留段階では居住支援法人が本人に関する情報を得にくく、支援につながらないまま釈放となれば、その時点から新たに住まい探しが必要になる可能性があります。送検されたことが分かれば、検察段階で本人へのアクセスや支援の接続を図ることが可能となるため、入口支援においては検察との連携や情報共有が重要となります。

出口支援では、出所後に居住支援付住居へ入居した方に対して、金銭管理、家財準備、市役所との手続補助、生活全般への助言等を行い、生活再建を支えています。さらに、更生保護施設等との連携により見守り支援につないだ例や、出所後に住居を確保して就労し、地域で生活を継続している例もあります。こうした支援は、入口支援と出口支援の双方において、住まいの確保とその後の生活支援を切れ目なくつなぐことの重要性を示しています。

千居協は、こうした実務を踏まえ、2023年から毎年、更生保護・再犯防止と居住支援の連携をテーマとする講習会を開催しています。刑余者の居住支援と就労支援に関する勉強会及び更生保護・再犯防止のための居住支援実践講習会、更生保護と居住支援との連携に関する講習会、刑事司法と居住支援との連携―入口から出口まで―を開催してきました。本年も講習会を実施予定し、入口支援から出口支援までを見据えた居住支援と関係機関の連携強化に取り組んでいます。

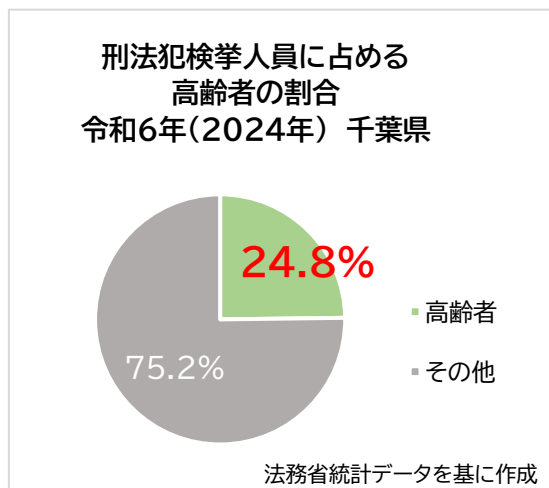
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者、障害者等への支援

令和6年(2024年)における千葉県の刑法犯の検挙人員に占める高齢者(65歳以上の人)の割合は約25%となっており、また、犯罪時の居住地が千葉県で、令和6年(2024年)に新受刑者として刑事施設に入所した人のうち、精神診断の結果、障害があると診断された人の割合は23%でした。

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

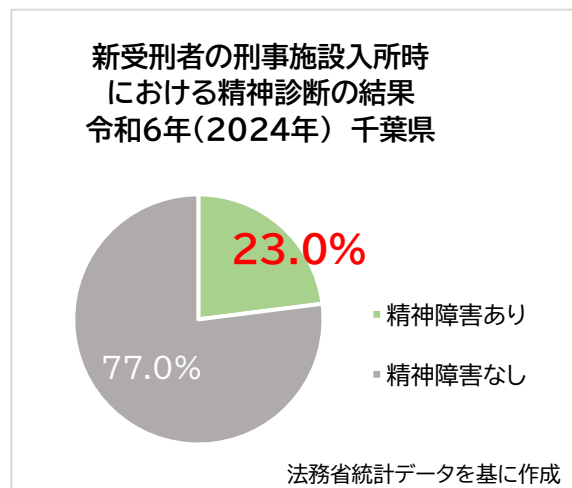
本市においては、市民に身近な行政機関として、高齢者、障害のある人、生活困窮者など、支援を必要とする人が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めていきます。



注

1 「高齢者」は、65歳以上の人として集計

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上



注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき
集計

【関連する具体的な事業例】

地域包括支援センター運営事業	地域包括ケア推進課
高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行う。	
成年後見制度利用支援事業	地域包括ケア推進課、障害福祉課、保健総務課
成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者で身寄りがいない等の場合、市が申立てを行う。また、後見人等の報酬、申立て費用（市長申立てのみ）の支払いが困難な人に対しては助成を行う。	
成年後見制度普及事業	地域包括ケア推進課、障害福祉課、保健総務課
認知症、知的障害、その他精神上の障害により判断能力が十分でない人の財産や権利を護るため、権利擁護支援のネットワーク構築を図り、成年後見制度の利用促進、制度の普及啓発を行う。	
地域連携ネットワークの構築	地域包括ケア推進課
権利擁護における、包括的な支援ネットワークの構築を図り、支援を必要とする市民の早期発見・早期支援につなげる。	
障害者（児）総合相談支援事業	障害福祉課
障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。	
生活保護制度による支援	生活支援課
生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その人の状態に応じた自立を目指し支援を実施する。	
自立相談支援事業	地域福祉課
就労・居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。	
多機関協働事業	地域福祉課
支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対し、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行う。	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉課
複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対し、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う。	

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」からの寄稿

地域と「つながり」その人らしく暮らす

○船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」について

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる(以下「さーくる」という。)は、社会福祉法人生活クラブが船橋から委託を受けて、「生活困窮者自立支援事業」と「重層的支援体制整備事業」を実施しています。場所は、船橋商工会議所会館1階にあります。さーくるは、「どこに相談したらよいかわからない」「課題が多すぎてどこから手をつけたら良いかわからない」「家計が苦しくて生活が成り立たない」等、市民の方のいろいろな相談を分野にかかわらず受けています。



○さーくるの再犯防止の取組

千葉県が独自事業として取り組んでいる「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」にさーくるも支援機関として参加しており、刑務所から、出所後の支援(出口支援)の依頼を受けています。依頼があった場合、出所する前に刑務所(少年院)などにさーくるの相談員が出向いて、ご本人と面談を行います。出所したら「どんな暮らしをしたいのか」丁寧に聞き取りを行いながら、出所後の生活を一緒に考えます。入所中の限られた時間の面談では、ご本人と関係を作ることは非常に難しく、出所し地域に出てきて初めて見えてくることが多いと感じています。

○地域との「つながり」づくり

ご本人の生活を支えるためには、様々な機関が連携していくことが大切です。住まい、生活費、病院受診、仕事、福祉サービス、余暇の過ごし方など、様々な生活課題が見えてくることが多いからです。制度やサービスを利用して生活環境が整っても、その人が地域の中でその人らしく暮らすためには、「活躍の場」や「安心して語れる場」が必要です。罪を犯したことで、家族や友人と疎遠になり、孤立してしまう方や、もともと孤立していた方がいます。地域の中に安心できる「つながり」を作ることが再犯防止につながると 생각합니다。

基幹相談支援センター「ふらっと船橋」からの寄稿

基幹相談支援センター「ふらっと船橋」の関わり

本市においても第2次再犯防止推進計画が策定されることは、地域にとっても励みとなります。第1次計画の際には「船橋市再犯防止支援ガイドブック」の作成・発行に至り、ネットワーク会議においても多数の委員から意見が出されていました。完成品が全国の矯正施設関係に送られ、必要とされる人の目に触れることで新たな繋がりが孤立を回避するきっかけになると思っています。



このガイドブックの周知によるものか、他県の矯正施設からの支援依頼が来ております。これまでは、地域生活定着支援センターや千葉県の独自事業、国選弁護士や入口支援の部分での依頼などはありませんでしたが、最近では矯正施設から直接の問合せによる支援依頼も来ており、ガイドブックの効果ではないかを感じているところです。

当基幹相談支援センター「ふらっと船橋」は、千葉県が独自事業として取り組んでいる「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」の支援機関として船橋市へ帰住希望の方を担当し、矯正施設内での面接を繰り返し帰住先までの調整を行い、必要な医療機関や福祉サービスの調整も行います。

住まいや仕事は暮らしに直結する最重要課題ではありますが、当方が関わる方々は更に生きづらさを抱えていることを踏まえて、孤立しない・させない環境を整え、社会とつながることで自身の居場所を見つけられたらと思いついて関わっております。

これまで福祉等の支援に関わる機会が無かった方が多く、「福祉の世界で生きていくこと」への理解と受容には時間を要しますし、地域に戻れば解放感から気持ちは自由になるので、そこから我々地域側の正念場となります。矯正施設内での説明は当事者には未来の話であり、部分的な理解の中で本人の希望を聞くので「とりあえず住むところを探してくれる人」程度だろうと思っています。これは無理もない話であることも理解しているので、そこは焦らず、求め過ぎず、多くの約束を盾にし過ぎず福祉を利用して地域での暮らしに慣れていただくことや、当事者としてしっかり向き合うことが重要と考えています。暮らしの基盤が不安定では誰も正しい判断は難しく、安易な方向に流れてしまいます。その結果は当事者も分かっているでしょうが、選択肢が無いという経験がその判断に繋がるようです。これまでに関わった方から「もっと早くに出会えていたら」としみじみ語られた時の表情は今も忘れません。

この第2次再犯防止推進計画を元に地域における支援者への周知・理解が広がり、当事者との出会いにつながることを祈念しつつ、当方もその一端として尽力して参ります。

船橋市社会福祉協議会からの寄稿

再犯防止のための取組

船橋市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、支え合い、助け合いの気持ちが育まれるよう様々な事業を行うとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、船橋市内に福祉のネットワークをつくっています。また、支援を必要とする市民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、その人らしさを尊重する立場に立って支援を行っています。

再犯防止につながる事業として、「居住支援事業」、「貸付事業」、「ふれあい・いきいきサロン事業」を実施しています。

居住支援事業では、賃貸住宅への入居をお手伝いするもので、民間の賃貸住宅の物件情報の提供と、ご希望の物件が見つかりましたら物件の内覧や賃貸借契約時にひとりで説明を受けるのが不安な場合は、職員が同行・同席いたします。

貸付事業では、経済的な自立と生活の安定を図るために、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金・福祉銀行など各種資金の貸付や継続的な相談支援を行っています。(貸付には審査があります。)

ふれあい・いきいきサロン事業では、市社協の支部である市内24カ所の地区社会福祉協議会において、地域の人たちの誰もが参加でき、大人から子どもまで世代を超えた仲間づくりができるようゲームなどを取り入れた交流の場を提供しています。

更生に取り組む方が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中で包摂され、地域とつながりを取り戻し、再び地域で安心して暮らせるよう、市社協職員が一丸となって、引き続き、取り組んでまいります。

世代を超えた仲間づくりの場 「ふれあい・いきいきサロン」



船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会からの寄稿

船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会は、ソーシャルワークの正しい発展と市内の医療・保健・福祉機関等に所属するソーシャルワーカーの資質の向上、会員相互の連携強化を図りながら、地域福祉等に貢献することを目的とした団体です。船橋市内及び近隣市の医療・保健・福祉機関等に所属するソーシャルワーカーが会員で、令和8年6月現在で会員数は141名です。

再犯を繰り返してしまう背景には、複雑に絡み合った生きづらさや、これまでの人生で重ねてきた深刻な「傷つき体験」が存在することが少なくありません。誰からも理解されず、支援の手が届かない中で孤独や不安を深め、人を心から信頼できなくなった結果、再び問題行動へとつながってしまうケースを多く目にしてきました。

地域での再出発において、単に罰を与えることや反省を促すだけでは根本的な解決にはなりません。最も重要で欠かせないのは、安心して自分を表現できる場と、「この人は自分を裏切らない」「ここにいてもいいんだ」と思える人間関係です。

私たちソーシャルワーカーは、支援の第一歩として、まずご本人の声に丁寧に耳を傾け、失敗や弱さも含めて受け止める「信頼関係づくり」を何よりも大切にしています。過去の傷つきに寄り添い、安全な繋がりを一つずつ積み重ねていくことこそが、社会孤立を防ぎ、回復へ向かう道標となると信じているからです。

今後も医療・福祉・地域の各機関と強く連携し、誰もが孤立することなく、何度でもやり直せる地域社会の実現を目指して支援に取り組んでまいります。

一般社団法人千葉県作業療法士会からの寄稿

千葉県作業療法士会における再犯防止に関する取組について

千葉県作業療法士会では、令和5年に司法作業療法特設委員会を立ち上げ、司法領域におけるネットワーク構築や矯正施設への作業療法士の派遣、司法作業療法に関する研修会等を行ってまいりました。

中でも、市原青年矯正センターにおける作業療法士の派遣については、再犯防止に関する取組のひとつとなっております。作業療法士は、医療・介護・福祉・教育等の分野において、幅広い年代の方を対象に、その人らしい生活や社会参加を支援しています。市原青年矯正センターでは、発達障害や知的障害等を有する概ね26歳未満の受刑者を対象として、就労を含めた社会復帰を見据えた関わりが行われています。作業療法士は、これまでの生活背景や発達特性を踏まえた対象者の理解、認知・身体・生活能力の把握を行い、自立した生活の再建に向けて、本人の強みや課題を整理しながら、作業療法士の知見を提供することに努めております。

また、司法領域における作業療法士の専門性や知見を広げるため、矯正施設の見学や研修会等を開催しています。さらに、令和6年度から船橋市再犯防止推進ネットワーク会議に委員を派遣しています。

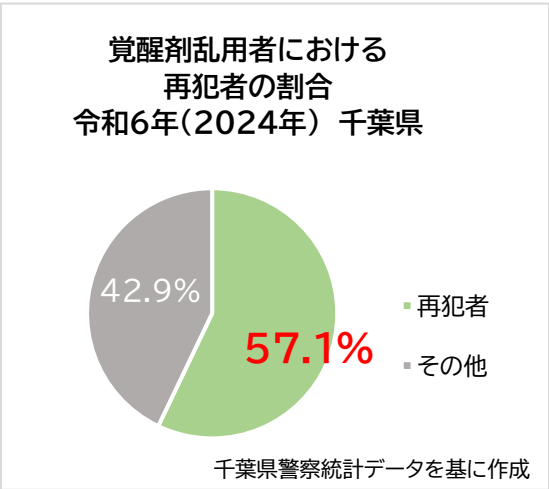
今後も関係機関・団体との連携を深め、地域の皆さまが安心して生活するための支援に作業療法士の専門性を活かしてまいります。

(2) 薬物依存を有する人への支援

薬物事犯の検挙人員では、覚醒剤事犯が約半数を占め、国内で乱用される薬物の中心となっています。そして、社会的地位を有する者や中高生を始めとする若年者にまで乱用が拡大しているほか、約6割が再犯者となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症者である場合があることから、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要と考えられます。

本市においても、関係保健医療機関・団体等と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。



注 覚醒剤乱用者とは、覚醒剤の単純使用、又は単純所持による検挙者をいう。

【関連する具体的な事業例】

薬物乱用防止啓発事業	保健総務課
地域に薬物乱用の危険性や依存症について正しい理解を広めるため、千葉県薬物乱用防止指導員船橋市地区協議会に所属する薬物乱用防止指導員の協力を得て街頭啓発活動等を行い、薬物乱用の防止を図る。	
薬物乱用防止教育	保健体育課
薬物乱用の危険性について理解を広めるため、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科において薬物乱用防止教育を実施する。	

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

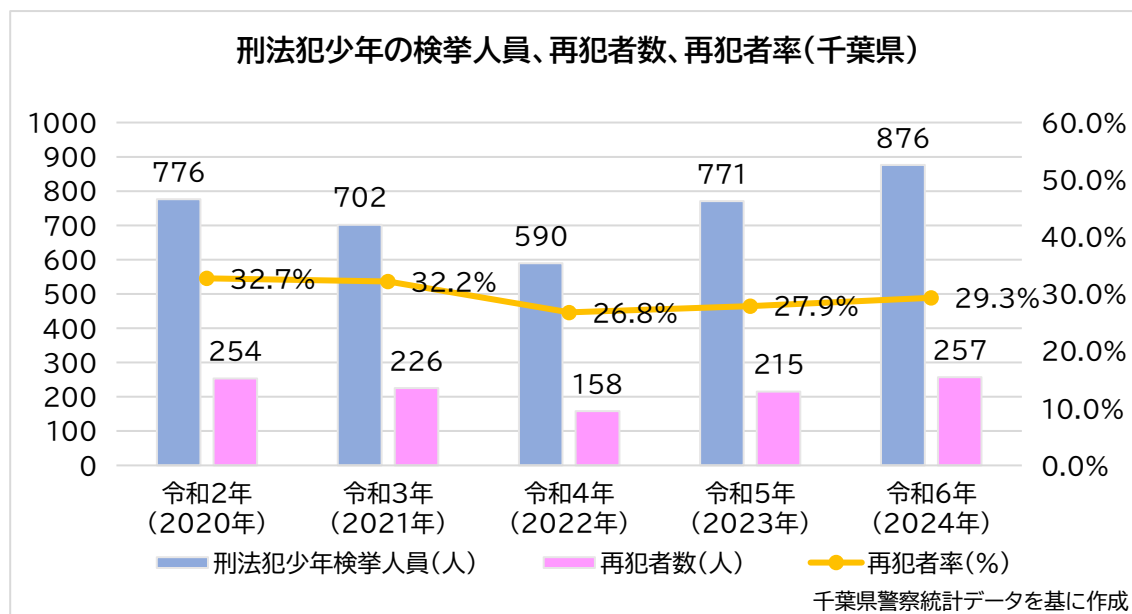
国の「第二次再犯防止推進計画」によると、国内における高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。

また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

また、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

将来を担う少年たちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へつないでいくことが重要となります。

このため、本市においても、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学・復学支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。



注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

【関連する具体的な事業例】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援	指導課、総合教育センター
市内の全小・中学校と市立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員のカウンセリングにより、教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校等の問題や悩みの解消を図るための支援を行う。 また、市内の全中学校区内の26校と市立高等学校に原則週1日スクールソーシャルワーカーを配置し、配置校を拠点として、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、支援を行う。	
スクールロイヤー活用事業	指導課
スクールロイヤーが直接学校に出向き、いじめやSNSの危険等、問題の法的側面から予防教育に関する児童生徒向けの出張授業を行う。 また、学校が直接法的側面からの助言を得られるよう、スクールロイヤーによる対面相談、電話相談及びメールによる相談を行う。	
青少年補導委員による支援	青少年センター
青少年非行の早期発見、未然防止を目的に活動し、青少年の健全育成を目指す。	
フードバンク・こども食堂への支援	地域福祉課・こども家庭センター
地域や民間団体の自主的な取組により運営されているフードバンク・こども食堂の取組を支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。	
保護司会補助事業	地域福祉課
更生保護サポートセンター⁹において、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動¹⁰」への一部助成を行う。	
学習支援事業	こども家庭センター
こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生を対象に、市内11か所において学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な学力向上を図るための指導や、進学及び進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。	

⁹ 保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置される施設をいう。保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

¹⁰ すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動をいう。

子どもの進路選択支援事業	生活支援課
貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する助言・相談を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図ります。	

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、一人一人の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。

令和4年(2022年)には「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、令和7年(2025年)6月に施行されました。懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されることにより、国においては個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。

本市においても、少年・若年者に対する支援、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する人に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきます。

【関連する具体的な事業例】

男女共同参画センター	市民協働課
生き方、家庭問題、仕事等の悩みについて、心理的なサポートをしながら、相談者が自己決定できるように女性の生き方相談、男性の生き方相談を行う。	
こども発達相談センター	療育支援課
発達上の課題を有する18歳以下の子供について、専門職が電話相談等を行い、必要に応じて関連施設等につなげるなどの支援を行う。	
児童相談所	児童相談所
こども家庭センター等との関係機関と連携し、一人一人の特性や背景を理解し、非行や児童虐待の相談に対し、適切な支援を行う。	
こども家庭センター	こども家庭センター
「妊娠・出産・子育て」の総合相談窓口として、日常的な子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援を要する家庭まで幅広い支援を行う。 要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した情報共有や、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図り支援を行う。	
参加支援事業	地域福祉課
既存の社会参加に向けた事業では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	

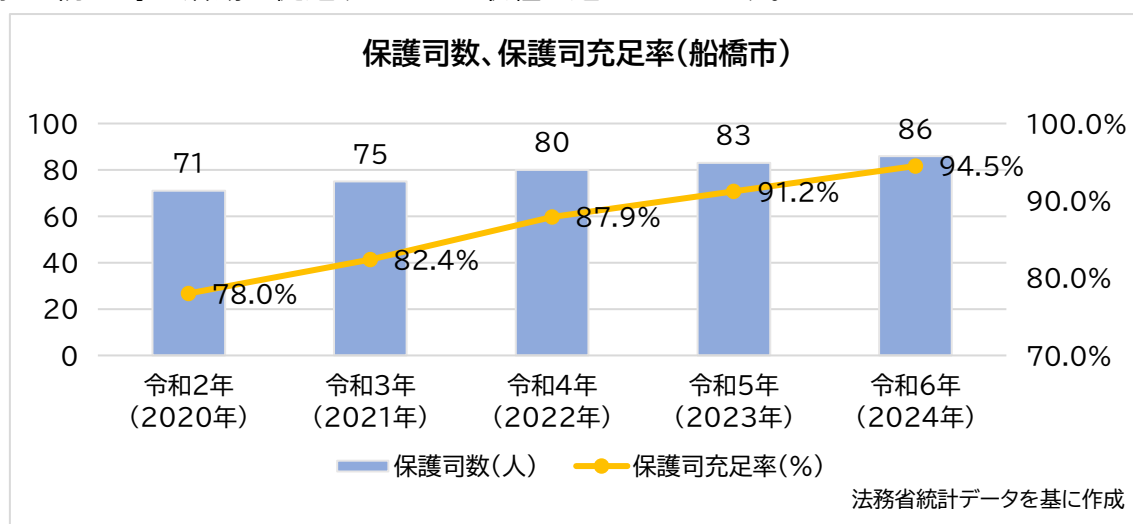
5 民間協力者の活動の促進等のための取組

犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司¹¹、更生保護女性会¹²、協力雇用主等、多くの民間協力者によって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきました。

これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。

一方で、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、その活動の支援を通じて負担の軽減を行うことが必要となります。

このため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。



¹¹ 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアをいう。主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがある。

¹² 犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体をいう。

【関連する具体的な事業例】

協力雇用主への優遇措置(再掲)	契約課
協力雇用主として保護観察所に登録されている者に対し、建設工事入札参加資格審査において優遇措置を図る。	
保護司会補助事業(再掲)	地域福祉課
更生保護サポートセンターにおいて、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。	
保護司の表彰	地域福祉課
長年にわたり犯罪や非行のない地域の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲の向上を図る。	
更生保護サポートセンターの設置支援	地域福祉課
保護司の活動促進のため、更生保護サポートセンターの設置場所を提供する。	
青少年育成団体補助事業	青少年課
青少年育成団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成活動の促進を図る。	

船橋市更生保護女性会からの寄稿

再犯防止に関連する取組



更生保護女性会の綱領の中に更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに関係団体と提携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えになる様にと位置づけられています。

1. 私達は千葉市に設立されている婦生会に会員が訪問し研修を受け、ささやかですが献品他協力しております。
2. 「社会を明るくする運動」の強調月間には、船橋市役所1階ロビーで活動の様子をパネル展示しております。
3. ふなばし市民まつりには、横断幕を掲げてパレードに参加し、会の活動をPRしています。
4. 他団体の会議等に、出席し活動しております。

社会から犯罪や再犯が少しでも減少することを願って、微力ながら活動を行っています。

(ふなばし市民まつりの様子)



船橋地区保護司会からの寄稿

船橋地区保護司会における再犯防止の取組



【更生保護活動】

船橋地区保護司会では、市内4分会(東西南北)に82名の保護司が従事しており、担当保護観察官と連携しながら定期的な面接(生活状況、就学、就労等の支援・指導)を通じて保護観察の対象者の地域での更生に努めています。

保護観察の対象者は、福祉・医療などへのつながりが必要な人や、生活困窮者、就職を希望する人など、様々な課題を抱えている人がおり、つながりは「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」や、生活保護、地域包括支援センター、居住支援、就労支援など、対象者の状況によって様々です。

そうした中で、市から保護司全員に配布された「再犯防止支援ガイドブック」を活用しての面談などを行うことで、早期に問題が解消するように取り組んでいます。

犯罪をした人の更生を支援する保護司会として、今後も様々な関係機関の協力を得ながら、犯罪の予防や、更生保護活動に取り組んでまいります。

【啓蒙啓発活動】

1. 啓発活動として7月の「再犯防止啓発月間」「社会を明るくする運動強調月間」において、市役所ロビーで更生保護パネル展示会を開催しており、例年350～400名程度が来場されています。

展示会には、更生保護活動のパネルや社明作文入賞作品を展示し、そして地域の保育園児のキャラクターぬり絵を展示するコーナーを設けています。

2. 市内で行われるスポーツ大会で再犯防止を呼びかけてティッシュ及びチラシなど配布し、また、各スポーツ団体の協力を頂き、横断幕を設置して啓発広報活動を行っています。

【更生保護サポートセンター】

県内27地区(市町村)に更生保護サポートセンターが設置され、更生保護関係機関のみならず様々な団体などと連携する拠点として事務局を置き、保護観察官・企画調整保護司が定期的に駐在し、保護観察の対象者との面接、市民相談、再犯防止推進の運営企画などを行っています。

6 地域による包摂を推進するための取組【重点施策】

(1) 国、民間団体等との連携の推進

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

本市においても、刑事司法や更生保護、学校教育、保健医療・福祉、地域住民などの関係者が相互に連携し、効果的な支援を行うための体制の整備を推進します。

【関連する具体的な事業例】

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議の開催	福祉政策課
船橋市再犯防止推進ネットワーク会議の開催を通じて、国や民間等と連携して必要な取組を推進する。	
重層的支援体制整備事業	福祉政策課
地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する。	

千葉県からの寄稿

千葉県の取組『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

千葉県では令和4(2022)年1月に「千葉県再犯防止推進計画」を策定し、同計画が令和7年度末をもって期間満了となったことから、令和8(2026)年3月に「第二次千葉県再犯防止推進計画」を策定しました。第二次計画では、前計画を継承し、県と刑事司法機関の連携による、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を計画の柱として位置付けています。

「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」として、矯正施設からの依頼により、犯罪をした人等であって、矯正施設を出所・出院後、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスなどの提供を受ける必要が認められるなど、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、福祉サービスなどを受けるための相談支援(出口支援)に取り組んでいます。

【支援体制の流れ】

①スクリーニング

↓ 刑務所や少年院における支援対象者の選定

②本人同意

↓ 県や関係機関による支援の実施とそれらへの個人情報の提供について、本人同意の取得

③支援依頼・情報提供

↓ 刑務所や少年院等から千葉県への支援依頼・情報提供

④アセスメント

↓ 刑務所や少年院等において本人と面談を行い、本人意向を把握

⑤コーディネート

解決策の構築、出所・出院後の環境づくり

千葉県弁護士会京葉支部からの寄稿

再犯防止への弁護士・弁護士会のかかわり

1 刑事手続での弁護人としてのかかわり

弁護士は、刑事手続(裁判等)の場面で「弁護人」として罪を犯した人を支援する役割を果たしています。特に、罪を犯した人がそれを認めている場合、再犯防止に有効な対策を考え、必要な環境を調整する支援を行っています。そのなかで、医師や社会福祉士、地域生活定着支援センター等といった他職・他機関と連携して活動することもあります。弁護人は、罪を犯した人が再犯防止に向けて動き出すときの最初の味方となっています。

弁護士会は、弁護人の活動の質を高めるため、各種研修を開催しているほか、「障害者刑事弁護人制度」「社会復帰支援活動制度」といった制度を設けて弁護人による再犯防止の支援活動をサポートしています。



千葉県弁護士会のキャラクター
ちーべん

2 社会復帰を支援するかかわり

罪を犯した人が矯正施設を退所して社会復帰する際には、生活費の確保、借金や各種依存症への対処、家庭問題の解決、犯罪組織等との関係切断など、再犯防止に向けて克服すべき様々な問題が存在する場合があります。

弁護士は、こうした問題を法的に分析して解決に資する法的助言を提供できる専門家として、再犯防止に向けた支援を提供しています。

弁護士会は、罪を犯した人が法的支援にアクセスできるよう、各種法律相談の窓口を用意し、広報にも努めています。

3 再犯防止に向けた活動

再犯防止に向けた活動については、千葉県弁護士会と千葉県社会福祉士会が共同で作成した『刑事司法ソーシャルワークの実務』(日本加除出版株式会社)という本にまとめられています。また、これまで以上に再犯防止に向けた取組ができるよう、現在も各種準備を行いつつあるところです。

(2) 広報・啓発活動等の推進

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等が地域社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

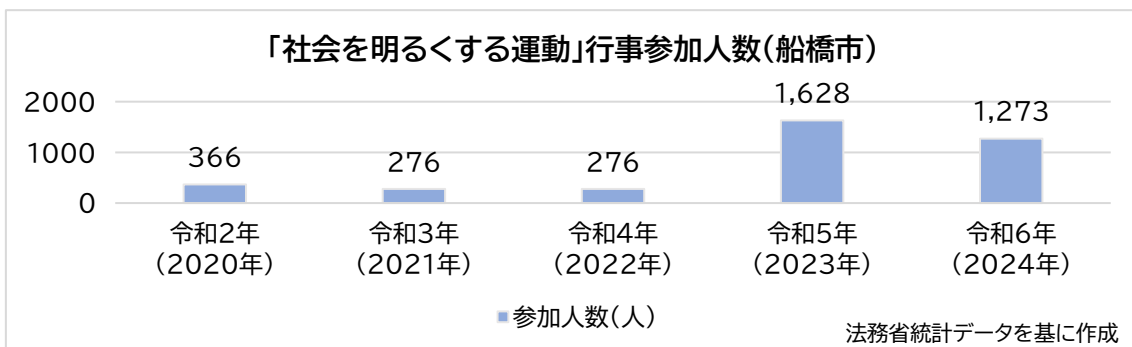
しかしながら、再犯の防止等の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。

そのため、再犯の防止等に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして地域社会に浸透させていく必要があります。

再犯の防止等については、「加害者の支援」という側面がありますが、犯罪をした人等の社会復帰が進まず、再び罪を犯してしまうことがあれば、結果として新たな犯罪被害者等を生むことから、再犯の防止等のために犯罪をした人等と地域との共生は避けては通れません。

一方で、犯罪被害者等の身体的・精神的・財産的な被害や、事後的な精神的苦痛・不安等を考慮すると、犯罪をした人等への支援を行う上では、犯罪被害者等が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者等が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要があります。

本市においても、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者等への支援の充実を図りつつ、広く地域住民に再犯の防止等への関心をもってもらうように広報・啓発活動を推進します。



【関連する具体的な事業例】

広報・啓発活動の推進	福祉政策課、地域福祉課
国、民間協力者等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図る。	
犯罪被害者等支援事業	市民安全推進課
犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、経済的支援、日常生活等の支援などを行う。	

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画では、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目指しています。

本計画に基づく再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、市や関係機関・団体等で構成する「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」の開催などを通じて、関係機関の連携を強化し、犯罪をした人等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めます。

■ 船橋市再犯防止推進ネットワーク会議(令和8年10月時点)

学識経験者	千葉大学
刑事司法関係者	千葉保護観察所、千葉県弁護士会京葉支部 船橋警察署、船橋東警察署、千葉刑務所、八街少年院 市原青年矯正センター、千葉少年鑑別所、千葉地方検察庁
更生保護関係者	船橋地区保護司会、船橋市更生保護女性会 船橋地区更生保護協力雇用主会 認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
学校教育関係者	船橋市小学校長会、船橋市中学校長会
保健医療・福祉関係者	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」 船橋市社会福祉協議会、船橋市民生児童委員協議会 船橋公共職業安定所、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 一般社団法人千葉県作業療法士会
市民	船橋市自治会連合協議会

再犯の防止等の推進に関する法律(概要)

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定により策定する船橋市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)に基づく再犯の防止等に関する施策を推進するため、船橋市再犯防止推進ネットワーク会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他再犯の防止等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内及び市職員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 刑事司法関係者
- (3) 更生保護関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 保健医療・福祉関係者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要があると認める者

3 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議の公開については、次項から第12項までに定めるところによるものとする。

- 2 会議における傍聴者の定員は、会議の開催の都度、会長が定めるものとする。
- 3 傍聴の受付は、会議を開催する場所(以下「会議場」という。)で行うものとする。
- 4 傍聴者は、先着順による場合のほか、当日の抽選により決定することができる。
- 5 前項の先着順による場合は、会議の開始時刻の30分前から10分前までの間に、傍聴受付票(別記様式)を傍聴しようとする者に配付するものとする。
- 6 前項の傍聴受付票を受けた者は、会議場への入場の際、係員にこれを提示しなければならない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 体調が優れないと認められる者
 - (4) その他会長が傍聴することを不相当と認める者
- 8 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会議場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。
 - (1) 静粛に傍聴すること。
 - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
 - (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。
- 9 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。
- 10 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等しようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 11 会長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。
- 12 前項の場合、会長は、非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第7条 会議の会議録は、会議の庶務所管課において、会議終了後速やかに作成し、閲覧に供するものとする。

(庁内会議)

第8条 会議で協議する計画の素案その他再犯の防止等に必要な事項を検討するため、市に庁内会議を設置する。

2 庁内会議の会長は、福祉サービス部長をもって充てるものとする。

3 庁内会議の構成員は、市職員のうちから、福祉サービス部長が指名する。

(庶務)

第9条 会議及び庁内会議の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式 略

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議委員名簿

(令和8年10月1日現在)

	氏名(敬称略)	委員区分	所属等
1	東本 愛香	学識経験者	千葉大学
2	秋月 正夫	刑事司法 関係者	千葉保護観察所
3	土佐 一仁		千葉県弁護士会京葉支部
4	内間 康二郎		船橋警察署
5	奥田 雅彦		船橋東警察署
6	萩原 壮一郎		千葉刑務所
7	吉野 将太		八街少年院
8	木本 亮		市原青年矯正センター
9	工藤 光恭		千葉少年鑑別所
10	高岡 重行		千葉地方検察庁
11	戸松 篤司	更生保護 関係者	船橋地区保護司会
12	磯部 晴子		船橋市更生保護女性会
13	平川 修		船橋地区更生保護協力雇用主会
14	川名 尚		認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構
15	小林 英俊	学校教育 関係者	船橋市小学校長会
16	伊藤 一茂		船橋市中学校長会
17	鈴木 由佳	保健医療・ 福祉関係者	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」
18	清水 博和		基幹相談支援センター「ふらっと船橋」
19	小出 正明		船橋市社会福祉協議会
20	森岡 容子		船橋市民生児童委員協議会
21	本山 友行		船橋公共職業安定所
22	友野 剛行		一般社団法人千葉県居住支援法人協議会
23	工藤 智子		船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会
24	富塚 彰人		一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会
25	村松 裕須圭		一般社団法人千葉県作業療法士会
26	文川 和雄	市民	船橋市自治会連合協議会

船橋市再犯防止推進計画

発 行： 船橋市

編 集： 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL:047-436-2383 FAX:047-436-2409

メール: fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

発行日： 令和9年(2027年)●月